

## 松浦ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）で地域の活性化を目指しています！



○問合せ先 政策企画課企画統計係 ☎内線 316

昨年10月31日から「ふるさと納税」をいただいた皆さんに対し、お礼品(特産品など)のお届けを開始しました。この取り組みを通じて次のような効果を期待しています。

- ①市外にお住まいの本市ご出身の皆さんに、ふるさと「まつうら」を感じていただくことで、Uターンの足がかりを！
- ②ふるさと納税をきっかけに「まつうら」を知っていただいた皆さんを通じて「まつうら」をPRすることで、将来的には定住・交流人口の拡大を！
- ③地域の特産品などをお届けすることで、「まつうら」の観光・物産の振興を！
- ④寄附金を活用した事業に取り組むことで、さらなる地域振興を！

今回の取り組みは、市民の皆さんをはじめ、市内の事業者の皆さん、「まつうら」への共感やふるさと「まつうら」に対する熱い想いをお持ちの皆さんと協働で推進していく必要があります。市外にお住まいの本市ご出身の皆さんへのPRや、お礼品の出品のご協力など、地域一丸となって取り組みをすすめ、松浦市の発展にご協力をお願いします。

なお、寄附者の皆さんにお届けするお礼品の登録については、随時受け付けております。

### 松浦ふるさとづくり寄附金制度内容等説明会を開催します！

事業者の皆さんをはじめ、多くの皆さんのご参加をお待ちしております。

- ① 4月 27日（月）午後 1時～ 鷹島支所 2階会議室
- ② 4月 28日（火）午後 1時～ 福島支所 2階会議室
- ③ 5月 1日（金）午後 1時～ きらきら 21 2階ホール

※市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する法人であることが、お礼品ご登録の前提条件となります。このほか、一定の基準がございますので、詳しくは上記までお問い合わせください。

不妊治療の経済的負担を軽減するため、今年4月以降の治療分から助成を行います。ただし、夫婦ともに松浦市に住民登録があり、市税の滞納がないことが要件です。

## 不妊治療費の一部助成が始まります

問合せ先 子育て・こども課  
☎内線 171

◆特定不妊治療（体外受精、顕微授精）  
【助成内容】

《助成額》 1回の治療につき10万円以内

《助成期間》 通算3年度（通算30万円まで）

《助成条件》 県の特定不妊治療の助成対象となった治療が対象です。

◆一般不妊治療（人工授精に限りません）

【助成内容】

《助成額》 1回の治療につき1万円以内

《助成期間》 1年度に3回まで、通算3年度（通算6万円まで）

## 移住者受入れ促進モデル自治会を募集します！

○問合せ先 政策企画課企画統計係 ☎内線 315

田舎暮らしへの移住相談は全国的に増えています。しかし、地域に溶け込んでいけるか、暮らせる家があるのかなど、田舎での暮らしに不安を持つ人も多くいます。Uターン者の受入れはこれからの重要な課題です。

そこで、地域をあげて積極的にUターン者の受入れを行うモデル自治会を募集します。モデル自治会の指定を受けた場合、市と一緒にUターン者受入れのための活動を行ったり、地域づくりへの財政的支援が受けられます。

### ■対象自治会の条件

- ・自治会として活動、運営実績がある自治組織であること
- ・移住者の受入れについて、自治会内で合意形成が図られていること
- ・複数の自治会が協力して取り組む場合、代表する自治会が決まっていること

### ■指定を受けるための条件

- ・自治会の区域内に、移住者が家を新築することができる土地、購入または借用することができる住宅が合わせて3世帯分以上あること。
- ・移住者の受入れのために、どういった事業に取り組むか、事業案を有していること。

#### 《例》

- ・移住者を受入れる時の自治会内でのルールづくり
- ・移住希望者を案内する現地見学会の実施
- ・移住希望者が長期滞在できる体験滞在施設を整備
- ・移住者を呼び込むため大都市圏で開催される移住相談会に参加
- ・農地や農機具などの貸与 など

### ■モデル自治会としての指定期間

3年間

### ■指定できるモデル自治会数

3自治会まで

### ■モデル自治会への事業費支援

- ・市はモデル自治会と協力し、移住者受入れ促進に向けた事業計画の推進に取り組むとともに、計画内容に応じて財政的な支援についても検討していきます。

### ■提案・審査方法

- ①事前相談
- ②モデル自治会指定申請書（市指定様式）に事業計画書などを添えて提出
- ③市において審査会を開催し、事業計画をもとに指定の可否を検討
- ④8月以降に指定を受けた自治会と市が協力して具体的な事業実施プランを立案

### ■指定申請の受付期限

6月30日（火）



## 平成 27 年度わくわく・おでかけ支援事業

○問合せ先 長寿介護課 ☎内線 179  
福祉事務所 ☎内線 153

わくわく・おでかけ券（外出支援券と温泉優待券のセット）の申請受付を、**4月13日（月）から平成28年3月31日（木）**までの間の開庁日に長寿介護課・福祉事務所・各支所および各出張所で行います。

なお、受付開始当初は、窓口が混み合うことが予想されます。交付までお待ちいただく場合もありますが、ご了承願います。

### 【対象者】

松浦市に住所がある在宅の人で、70歳以上の人や障害者手帳をお持ちの人

### 【申請に必要なもの】

#### 《70歳以上の人》

- ・印鑑
- ・本人を証明するもの（運転免許証・保険証など）

#### 《70歳未満で、障害者手帳をお持ちの人》

- ・印鑑
- ・障害者手帳

#### 《代理申請の場合》

- ・対象者の委任状（委任をした人の自署・押印必要）
- ・委任をした人および代理人の身分を証明するもの（運転免許証・保険証・障害者手帳）
- ・代理人の印鑑

### 【注意事項】

○交付を受けた対象者ご本人しかご利用できません。

## 宝くじの助成金を活用！

○問合せ先 政策企画課企画統計係 ☎内線 316

平成26年度に宝くじの社会貢献広報の一環として（財）自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業を活用し、福島総合運動公園に子どもから高齢者・障害者まで利用できる遊具（写真①）を整備しました。新しく整備した遊具は、福島町の皆さんを中心に多くの人に利用されています。

また、鷹島町阿翁浦地区和船競漕保存会が和船

および櫓（写真②）を修復しました。これにより、多くの鷹島町内の住民が伝統行事に参加し、市指定無形民俗文化財の保存継承や地域のコミュニティの活性化につながっています。



## 消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180、直通 72-1861

### 公的機関の名前を名乗る不審な電話にご注意を！

#### <事例>

- ①市役所税務課職員ワタナベと名乗る者から電話があり、「国税の払い戻しがある」と言われた。一度電話を切り、税務課に電話をすると実在しない職員であり、相手が市役所をかたっていることが分かった。
- ②突然、消費生活センターのモガミと名乗る者から電話があり、「あなたの個人情報が入った業者の名簿に載っている。こちらで2社は消せるが、1社は代わりに人を登録すれば削除するので代わりに人を紹介してほしい。紹介できないなら、こちらで探してあげる」と言われた。不審な電話だったので情報提供する。
- ③県の統計課職員を名乗る男性から、アンケート調査と言って「住所・年金額・資産額・どこの銀行にどれだけ通帳をもっているか」との電話があった。県職員が個人情報を、電話で聞いたりすることがあるのか。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

#### <ひとこと助言>

- ・市役所や社会保険事務所の職員を装って「医療費、保険税の還付金がある」と電話をかけ、最終的にお金をだまし取るようないわゆる還付金詐欺と思われる相談が数多く寄せられています。公的機関を名乗る不審な電話を受けたら、いったん電話を切り、担当課に確認してください。
- ・消費生活センターのほかにも、県庁や市役所・警察などかたって個人情報について聞き出そうとしたり、お金をだましとろうとする電話が県内で多数確認されています。公的機関が「個人情報の削除をしてあげる」などと電話をしたり、個人の資産などを確認するようなことは絶対にありません。電話がかかってきた時にはすぐに電話を切り、消費生活センターや警察に相談してください。

